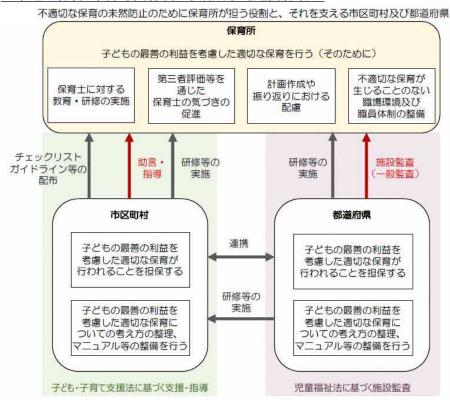
不適切保育に関する対応についての調査研究(概要)

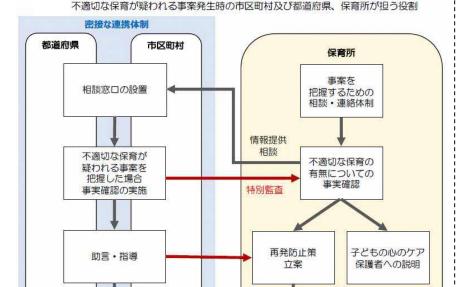
(令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業)

I. 不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き

※ 本手引きにおいては、「不適切な保育」の範囲を「保育所での保育士等による子どもへの関わりについて、保育所保育指針に示す子どもの人権・人格の尊重 の観点に照らし、改善を要すると判断される行為」と解している。

<不適切保育に関する関係者の役割分担と連携体制>





改善状況の確認

再発防止策

の徹底 (体制整備や教育)

Ⅱ.事例集

- ・不適切保育予防と発生時の対応 基本的な保育に対する認識の共有と、園全体の改善 (神奈川県横浜市)
- 「保育所における人権擁護等に関するチェックリスト」の整備と地域の保育事業者への支援体制(宮城県仙台市)
- ・「保育の質ガイドブック」を活用した質の高い保育の維持と支援体制(神奈川県川崎市)
- ・「西東京市保育の質のガイドライン」整備と基幹型保育園の設置(東京都西東京市)
- ・「保育の質ガイドライン」の整備と保育の質の向上を推進するための取り組み(東京都八王子市)

Ⅲ. 実態調査

● 不適切な保育に関する事案の令和元年度の把握実績

- ・ 不適切な保育が疑われる事案の事実確認を行った自治体(16.5%、175自治体)のうち、不適切な保育の事実が確認された自治体は**9.0%(96自治体)**、件数は全国計で**345件**。
- ・確認された不適切な保育に該当した行為類型は、「**罰を与える・乱暴なかかわり」**が最も多く、「**子ども一人** 一人の人格を尊重しないかかわり」や「物事を強要するようなかかわり・脅迫的な言葉がけ」</u>が続いた。
- ・確認された不適切な保育の事例については、9割以上の自治体が何らかの是正のための対応を取っていた。
- 不適切な保育の未然防止及び発生時への備えについての取り組み
 - ・ ガイドラインやマニュアルを作成している自治体は**ごく一部**
 - チェックリストを作成している自治体は、都道府県が11.1%、政令市等が21.0%、 それ以外の市区町村が9.3%

● 発生時の対応体制

- 事実確認のプロセスを明確に定めているのは、都道府県が11.1%、政令市等が8.6%、 それ以外の市区町村は8.5%
- 都道府県と市区町村の連携体制
 - ・ 市区町村/都道府県との情報共有に関する手順が定められているのは、都道府県で<u>8.9%</u>、 市区町村においては、**ごく一部**(共有自体は状況に応じて実施)